

日薬連発第 593 号
2025 年 9 月 12 日

加盟団体 殿

日本製薬団体連合会

一般用医薬品のリスク区分の変更について

標記について、令和 7 年 9 月 12 日付け医薬安発 0912 第 1 号にて厚生労働省 医薬局 医薬安全対策課長より通知がありました。

つきましては、本件につき貴会会員に周知徹底いただきたく、ご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

医薬安発 0912 第 2 号
令和 7 年 9 月 12 日

各関係団体の長 殿

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

一般用医薬品のリスク区分の変更について

標記について、別添のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区の衛生主管部（局）長宛てに通知いたしました。第一類医薬品から第二類医薬品に移行する医薬品を販売する際には、薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者において、引き続き適切な情報提供及び販売が行われることが重要です。このため、販売の相手方に当該医薬品を販売しても差し支えないかを確認するために薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者が販売の際に用いることとしている資材及び添付文書の活用等がなされるよう、当該医薬品の製造販売業者においても御協力いただきますよう、貴会会員に対する周知方お願いいたします。



医薬安発 0912 第1号
令和7年9月12日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

一般用医薬品のリスク区分の変更について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の7第1項第1号に規定する第一類医薬品のうち、オキシメタゾリン・クロルフェニラミン（鼻炎による鼻水又はくしゃみの症状を緩和することを目的とするものに限る。）については、令和7年9月13日に第二類医薬品に移行することとなりました。

これは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の2の表第2号下欄に規定する期間が令和7年9月12日をもって満了することに加え、令和7年度第1回薬事審議会医薬品等安全対策部会（令和7年7月24日開催）における審議の結果を踏まえたものです。

当該医薬品が第一類医薬品から第二類医薬品に移行することを踏まえ、適切な情報提供及び販売が行われるよう、販売の相手方に当該医薬品を販売しても差し支えないかを確認するために薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者（以下「薬局開設者等」という。）が販売の際に用いることとしている資材の活用等につき、貴管下の関係団体、関係機関及び薬局開設者等への指導方よろしくをお願いします。

なお、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成19年3月30日厚生労働省告示第69号。以下「告示」という。）別表第3及び「一般用医薬品の区分リストについて」（平成19年3月30日付け薬食安発第0330007号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知。以下「通知」という。）の別紙2において、第二類医薬品として「オキシメタゾリン」及び「クロルフェニラミン。ただし、外用剤（坐剤及び点鼻剤を除く。）を除く。」が規定されているところ、令和7年9月13日以降は、告示及び通知中の「オキシメタゾリン」及び「クロルフェニラミン。ただし、外用剤（坐剤及び点鼻剤を除く。）を除く。」に「オキシメタゾリン・クロルフェニラミン（鼻炎による鼻水又はくしゃみの症状を緩和することを目的とするものに限る。）」が含まれることとなることを申し添えます。